



農業委員会だより わかやまし

第34号

令和8年2月1日発行

編集／発行 和歌山市農業委員会
〒640-8511 和歌山市七番丁23

電話 073-435-1147

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp>

Eメール：nogyo-c@city.wakayama.lg.jp



ジャガイモ（品種：レッドムーン）



～こばと学園収穫体験～

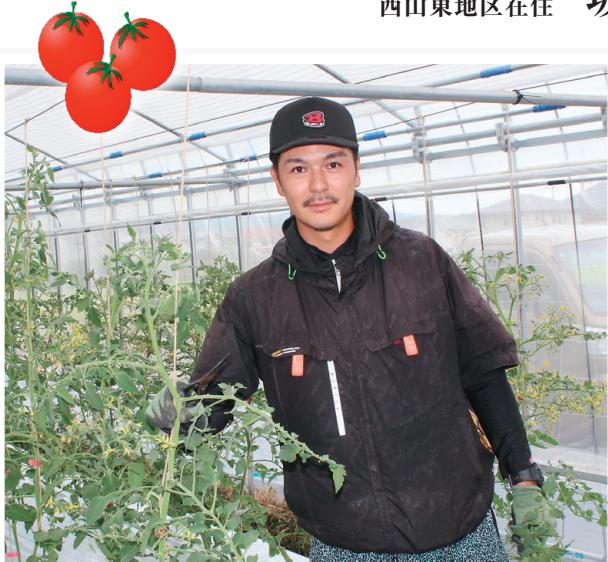
和歌山県農業協同組合わかやま地域本部にお勤めの田邊純三さんの畑で、児童養護施設こばと学園の子ども達のジャガイモ収穫体験が行われました。田邊さんは、かねてから地域貢献をしたいと考えており、子どもたちに喜んでもらいたいとの思いから、こばと学園に声掛けをしたことがきっかけとなって実現し、今年で2年目となります。

当日は、ジャガイモだけでなくトウモロコシの収穫も併せて行われ、子ども達はワイワイと楽しみながら体験しました。収穫されたジャガイモは、後日キャンプでポテトフライやバーベキューの具材として調理し、楽しく味わったとのことです。

田邊さんは、「子ども達が楽しそうに掘っている姿を見て自分も楽しいし、食べて美味しかったと言ってもらえて嬉しい。これからも続けていきたい。」と笑顔で語っていました。

～新規就農者の紹介～ 地域で頑張る農業者を紹介します！

西山東地区在住 坂口 隆助さん（33歳）



【和歌山市寺内の圃場にて】

一般企業に勤めていた坂口隆助さんは、父親が農業をしている姿を見ていれば引き継ぎたいという思いから、会社員を退職して令和6年に就農しました。奥さんの両親も農業を営んでおり、両家の農業に従事した経験を生かし、白菜、キャベツ、キュウリを栽培しています。

また、ハウスを建て、新規作目としてミニトマトにも挑戦し、新規就農支援策を活用して意欲的に営農に取り組んでいます。

一人で農作業をしているため、夏場は暑くてしんどいことも多いですが、知り合いや近隣農家に作物を褒められたりすると楽しく、やりがいを感じています。今後は、農地を借り入れて経営規模を拡大していきたいとのことです。

小倉地区在住 大久保 淳輝さん（37歳）

新潟県で警備員をしていた大久保淳輝さんは、和歌山市内で農業を営む友人の影響で農業に憧れを抱き、令和5年にご家族で和歌山市へ移住されました。

当初は露地野菜を検討していましたが、県就農支援センターの研修中にまりひめを試食する機会があり、その美味しさに大いに感動したことから、施設栽培のイチゴに取り組む決意をしたとのことです。

収穫したイチゴは市場や産直に出荷するほか、自動販売機やネット販売、ケーキ店との直接取引を行うなど、販路の開拓に積極的に挑戦しています。将来的には、今の倍ぐらいの規模まで拡大したいと考えているとのことです。



【和歌山市小倉の圃場にて】

農地パトロールを実施しました！

農業委員会では毎年、市内全域で遊休農地の把握や違反転用防止のため、農用地利用状況調査を実施しています。今年度は、8月～9月にかけて各地区ごとに実施しました。

農地を放置していると、病害虫の発生源や有害獣のすみかとなる恐れがあります。周辺の農地に悪影響を及ぼすことになるため、草刈りをするなど適正な維持管理をお願いします。【農地法第2条の2】



農業サポート等情報コーナー

●農業用井戸の設置等の費用への支援

農業用井戸の設置を行う方に対し、1件5万円（上限）の補助を行います。

●遊休農地の解消費用への支援

遊休農地を借り受け、解消する方に対し、1aあたり4千円の補助を行います。

●市民農園の開設等への支援

農業体験農園等の開設及び増設を行う方に対し、1件25万円（上限）の補助を行います。

●鳥獣（イノシシなど）の被害防止対策への支援

鳥獣による農作物被害を防ぐために金網・電気柵等を設置する場合、4万円以上の資材購入費に対し2万円の補助を行います。

●認定農業者制度について

和歌山市等が農業経営のスペシャリストとして認定する制度です。
国が支援する融資制度や、補助金が受けられるなどのメリットがあります。

●地域計画について ※対象は、市街化調整区域です。

地域計画とは、地域農業の将来の在り方を示す設計図です。
地域計画への加入または変更（除外）については、申出書の提出が必要です。

お問い合わせ 和歌山市役所農林水産課 ☎ 073-435-1049

野焼きについて

野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、原則禁止とされています。農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却については、焼却の例外とされていますが、野焼きしない方法をご検討ください。

お問い合わせ

**和歌山市役所農林水産課 ☎ 073-435-1049
和歌山市役所廃棄物対策課 ☎ 073-435-1352**

地域のお米を子どもたちへ



和歌山市の学校給食では全量市内産の米の供給に取り組んでおり、年間約150トンが市内小学校51校（義務教育学校を含む）の子どもたちの給食で提供されています。

お問い合わせ

和歌山市役所給食管理課 ☎ 073-435-1137

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します！

現農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月19日で満了となるため、次期の各委員を募集します。

募集人数 及び 主な職務

●農業委員 19人

毎月の農業委員会総会に出席し、農地法等に基づく、農地の権利に係る許可等に関する審議や、それに伴う現地調査を行います。また、農地利用最適化推進委員と連携し、現場活動を行います。

●農地利用最適化推進委員 13人

担当する地域の現場で活動し、農地の利用状況調査、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、地域の農業者等との話し合いへの参加を行います。

任 期

●令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（農業委員）

●令和8年7月22日から令和11年7月19日まで（農地利用最適化推進委員）

応募方法

●農業委員、農地利用最適化推進委員ともに、個人による応募、個人・法人・団体からの推薦により申し込むことができます。

※募集案内等は令和8年2月10日から農業委員会事務局、各サービスセンターに設置、市ホームページからもダウンロードできます。

※下記申込先に持参してください。

募集期間

●令和8年2月20日から令和8年3月17日まで（農業委員）

●令和8年2月20日から令和8年3月17日まで（農地利用最適化推進委員）

申込書の提出先及び お問い合わせ先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市農業委員会事務局
[和歌山市役所西側アラスカビル3階]
電話 073-435-1147（直通）



農業委員会からのお知らせ

- 農業委員会総会は、毎月10日前後に開催しております。詳しくは、農業委員会事務局までお問合せください。
- 農地法第3条、4条、5条の許可申請の締切は前月の21日（土、日、祝日の場合はその翌日になります）
- 農地を農地以外の用途に変更する（農地転用）には許可・届出が必要です。必ず事前に農業委員会にご相談ください。

農業者年金に加入しませんか

下記の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入でき、税の優遇など様々なメリットがある制度です。

■加入・相談窓口 最寄のJA 各支店

※市内農業者年金加入者数・・・132人
(令和6年度末現在)

【加入要件】

- ①65歳未満
- ②国民年金第1号被保険者
- ③年間60日以上農業に従事



農業者年金基金HP